

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、営業職として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、通勤のためC駅から電車に乗りかかったところ、電車内から押し出され、プラットフォームに転倒して負傷した。

請求人は、同日、D病院に受診し「第一腰椎圧迫骨折、仙骨々折」と診断され、同年〇月〇日まで入院加療し、以後、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）とされた。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第11級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、本件障害給付支給請求書裏面のE医師作成の平成○年○月○日付け診断書、請求人の申立て等から、「腰椎(せき柱)の変形障害及び運動障害」、「仙骨(その他の体幹骨)の変形障害」、「腰部の荷重機能の障害」及び「受傷部位の疼痛」であると認められる。

(2) 当審査会において、改めて、上記診断書、F医師作成の平成○年○月○日付け障害等級認定に関する意見書及び同日付け関節可動域測定表、G医師作成の平成○年○月○日付け鑑定書を含む一件記録を精査したが、決定書理由に説示のとおり、請求人には、引用する認定基準に基づく「腰椎の運動障害」、「仙骨(その他の体幹骨)の変形障害」及び「腰部の荷重機能の障害」は認められないものの、X線写真上、第一腰椎を圧迫骨折していることが確認できることから、「腰椎(せき柱)の変形障害」について、障害等級第11級の5「せき柱に障害を残すもの」に該当するものと認められ、また、請求人が訴える受傷部位の疼痛については、障害等級第14級の9「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当するものと認められる。そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人に残存する障害の程度は障害等級第11級に該当するものと判断する。

(3) 請求人は、仙骨の変形は「その他体幹骨の変形」に該当する旨主張するが、F医師は、平成○年○月○日付け障害等級認定に関する意見書において、「仙骨には明らかな変形は残存していない。」、「腰椎に常時痛みが残存している。」と述べており、また、G医師は、平成○年○月○日付け鑑定書において、要旨、「労働基準監督署認定時に撮影した写真より、仙骨の変形障害は裸体になった

ときに、変形が明らかにわかる程度とは認められず」、「腰椎から下肢にほとんど常時痛みが残存している」と述べている。これら医師の見解に鑑みると、当審査会の上記（２）の判断は妥当であり、請求人の主張を採用することはできない。

（４）請求人は、請求人の受傷部位の疼痛に係る障害等級について不服がある旨も主張しているが、引用する認定基準に基づく当審査会の判断は上記のとおりであるところ、仮に請求人の主張に基づいたとしても、受傷部位の疼痛はせき柱の変形障害に伴うものであることから、上位等級である障害等級第１１級に該当するものとした上記判断に変更は生じない。

３ 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第１１級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。